飛騨市空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第１項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（新規・継続）（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

⑴　定款

⑵　登記事項証明書

⑶　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

⑷　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

⑸　前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

⑹　当該年度の事業計画書及び収支予算書

⑺　これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

⑻　法第24条第１項第１号に規定する業務に関する計画書

⑼　国税及び市税の納付に係る証明書

⑽　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援法人の指定）

第３条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第１項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

⑴　申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２号に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする法人であること。

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第

２条第６号に規定する暴力団の構成員でないこと及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

⑶　申請者の役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）が次のいずれにも該当しない者であること。

ア　未成年者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者

エ　心身の故障により業務を適正に執行することができない者

オ　暴力団員等（飛騨市暴力団排除条例（平成24年飛騨市条例第31号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。）

⑷　申請者が行おうとする業務の方法が支援法人として適切なものであること。

⑸　申請者が必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置が講じられていること。

⑹　申請者が業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

⑺　申請者に国税及び市税の滞納がないこと。

⑻　申請者に不正の行為、法令に違反する事実又は公益に反する事実がないこと。

２　市長は、前項各号のいずれにも該当する申請者が、申請者の責めに帰すべき理由により、本市又は他の地方公共団体から支援法人の指定を取り消された者である場合においては、前項各号の要件に加え、当該取消しの日から２年を経過した者でなければ支援法人として指定することはできない。

３　市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第２号）により、指定しないこととした場合は、空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

４　市長は、前項の規定により申請者を支援法人として指定したときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を告示するものとする。

（指定の有効期間）

第４条　支援法人の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して３年とする。

（名称等の変更）

第５条　法第23条第３項の規定による変更の届出は、空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第４号）により行うものとする。

２　支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

３　前２項の規定による届出書には、第２条第２項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付するものとする。

４　市長は、第１項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示するものとする。

（業務の廃止）

第６条　支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（様式第６号）により市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の規定による届出を受けたときは、支援法人の指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び当該届出を受理した日を告示するものとする。

（業務の実施報告等）

第７条　支援法人は、その業務の実施状況について、市の会計年度ごとに、市長の定める期日までに、空家等管理活用支援法人業務実施状況報告書（様式第７号）を市長に提出するものとする。

２　支援法人は、事業年度開始までに、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

３　支援法人は、事業年度終了後に、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又は経営状態が分かる書類を市長に提出するものとする。

４　市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による報告の内容について説明又は資料の提出を求めることができる。

（改善命令）

第８条　法第25条第２項の規定による業務の運営の改善に関する命令（以下「改善命令」という。）は改善命令書（様式第８号）により行うものとする。

（指定の取消し）

第９条　市長は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その支援法人

の指定を取り消すことができる。

⑴　改善命令に違反した場合

⑵　第３条第１項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合

⑶　不正な手段により支援法人の指定を受けた場合

２　前項の規定による指定の取消しの通知は、空家等管理活用支援法人指定取消通知書（様式第９号）により行うものとする。

３　市長は、第１項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した日を告示するものとする。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年10月１日から施行する。